

議案第12号

鳥取県流水占有料等徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県流水占有料等徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成25年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県流水占有料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県流水占有料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(流水占用料等の徴収)

第2条 知事は、法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録を受けた者から、別表に定めるところにより、流水占用料等を徴収する。

2 略

(流水占用料等の徴収)

第2条 知事は、法第23条から第25条までの許可を受けた者から、別表に定めるところにより、流水占用料等を徴収する。

2 略

附 則

この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。